

## 持続化給付金申請サポート窓口の開設について

現在国が実施している「持続化給付金」（法人上限200万円、個人事業者上限100万円を支給する制度）は、「電子申請（パソコン・スマホ）」もしくは「申請サポートセンター（旭川市）」での申請となっておりますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場を美瑛町商工会に設置し、電子申請のサポートをします。なお感染拡大防止のため予約制となっておりますので、申請サポートが必要な方は、事前に商工会にお問い合わせください。（電話0166-92-1175）

### 記

実施期間	7月15日（水）～当面の間
実施時間	9時～17時
場 所	商工会会議室
申込方法	電話でご予約ください

#### 【給付の対象となる方】

- ① 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある方
- ② 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方（全体の売上高比較計算で対象にならない場合あり）

#### 【お願い】

申請をスムーズに行うため、以下の書類をご用意の上ご持参ください。

- ①確定申告書第1表（法人の場合は別表1）※税務署の收受印が必要です。

※「收受印」がない場合は、e-taxの「受信確認」または税務署から「納税証明書〈その2 所得金額用〉」を発行してもらってください。

- ②個人事業主・・・所得税青色申告決算書

中小法人等・・・法人事業概況説明書

- ③2020年分の対象とする月の売上台帳等

※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書などは認められません

- ④通帳の写し

※通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ面の両方をコピーして持参してください。

- ⑤個人事業主の方のみ 本人確認書類

※運転免許証（運転経歴証明書）の両面のコピー

- ⑥申請補助シート（ご連絡頂いた後送付するもの）

～なお、申請内容により上記以外の書類が必要となる場合がございます～